

16 産業振興等に係る地方税の減免額に関する調

区 分	低工法等に基づく地方交付税の基準財政収入額の控除の対象となる減免額（千円）										
	低工法	首都圏法、 近畿圏法 及び中部圏法	過疎法	農工法	沖縄振興法	半島振興法	企業立地法	地域未来 投資促進法	関西学研法	多極分散法	山村法
個人事業税											
法人事業税			6,724								
不動産取得税			6,803				25,794				
固定資産税（特例分）											
計	0	0	13,527	0	0	0	25,794	0	0	0	0

区 分	低工法等に基づく地方交付税の基準財政収入額の控除の対象となる減免額（千円）								
	離島法	特定農山村法	バイエリア法	中心市街地法	奄振法	水特法	原発地域振興法	地域再生法	計①
個人事業税									0
法人事業税							2,551		9,275
不動産取得税							12,495		45,092
固定資産税（特例分）									0
計	0	0	0	0	0	0	15,046	0	54,367

区 分	そ の 他 の 減 免 額 (千 円)			合 計 (千 円) ① + ②
	低工法等による財政措置の適用地区に係るもの	その他のもの	計 ②	
個 人 事 業 税			0	0
法 人 事 業 税			0	9,275
不 動 産 取 得 税			0	45,092
固 定 資 産 税 (特 例 分)			0	0
計	0	0	0	54,367